

韓国出入書類の書き方

■入国カード

ARRIVAL/DEPARTURE CARD / 入出国申告書 / 출입국신고서 대한민국 REPUBLIC OF KOREA IMMIGRATION SERVICE	
Surname / 姓 / 姓명 1 NIKKO	漢字姓名 2 日航太郎
Given Names / 名 3 TARO	
Date of Birth / 生年月日 / 생년월일 4 19660215 Year / 年 / 연, Month / 月 / 월, Day / 日 / 일	주민등록번호 5 Male / 男 / 남 Female / 女 / 여
Nationality / 国籍 / 국적 6 JAPAN	Passport No. / 護照番号 / 여권번호 7 TB1234567
Address in Korea / 韓國內住所 / 在韓내 주소 8 HILTON HOTEL, SEOUL 외국인만 기재 (Tel: 2-753-7788)	
Occupation / 職業 9 OFFICE CLERK 외국인만 기재	Purpose of visit / 旅行目的 10 SIGHTSEEING 외국인만 기재
Port of Boarding / 出發地 / 출발지 11 TOKYO, JAPAN	Port of Landing / 目的地 / 목적지 12 INCHEON
Flight No. / 飛行機番号 / 비행기번호 13 JL 951	Signature / 署名 / 서명 14 (パスポートと同じ署名)

- 1 姓
- 2 漢字姓名
- 3 名
- 4 生年月日(年/月/日)
- 5 性別(男:M・女:F)
- 6 国籍
- 7 パスポート・ナンバー
- 8 韓国での滞在先
- 9 職業
- 10 訪問目的
- 11 搭乗地
- 12 目的地
- 13 搭乗便名
- 14 署名

※ 書式は予告なく変更になる場合があります。(2007年7月現在)
※ 全員必要

■税関申告書

(表)

◎ 留意事項

全ての入国者は税関申告書を書く義務があり、税関職員が指定する場合携帯品検査を受けなければなりません。

- ◇ 虚偽内容を書いたり不誠実に申告した場合、関税法により5年以下の懲役または納付税額の30%に相当する加算税が賦課されます。
- ◇ 銃砲、刀剣およびテロ物品が搬入されないよう携帯品の申告や身辺検査にご協力をお願いします。
- ◇ 他人から頼まれて代理運搬する物品は、麻薬、密輸品である可能性があるので必ず税関に申告してください。
- ◇ 海外旅行中、伝染病・家畜疾病が発生した地域を訪問した場合、申告をお願いします。

※ 携帯品申告および免税制度に関して疑問のある方は、税関職員または関税研修センター(02-657-8577)にお問い合わせください。

密着ダイヤル 125

旅行者(乗組員) 税関申告書	
氏名	1 日航太郎
生年月日	2 1981年5月7日
国籍	4 日本
職業	5 会社員
性別	6 男
旅行目的	7 観光
航空便名	8 JL 951
旅行期間	9 3日
韓国入国前に訪問した国(計 0ヶ国)	10
韓国での滞在地(ホテル):	11 SEOUL PLAZA HOTEL
連絡先: 宅(2)	12 771-2200
※ 家族入国の場合、代表1人が申告可能(同乗家族 13 名)	
この申告書の内容に間違いありません。	
年 月 日	14
申告人: (パスポートと同じ署名) (ご署名) 15	

- 1 氏名
- 2 生年月日(西暦・月・日)
- 3 旅券番号
- 4 国籍
- 5 職業
- 6 性別
- 7 旅行目的
- 8 航空便名
- 9 旅行期間
- 10 韓国入国前に訪問した国
- 11 韓国での滞在地(ホテル)
- 12 連絡先
- 13 同乗家族数
- 14 日付(西暦・月・日)
- 15 署名

(裏)

税関申告事項	
[1] 次の物品を持っていますか。	
16 ▶ 該当する□に"V"でチェックしてください。	Yes No
① 銃砲・刀剣などの武器類、銃砲弾及び火薬類、有毒性または放射性物質、盗難品	<input type="checkbox"/>
② あへん、ヘロイン、コカイン、大麻など麻薬類	<input type="checkbox"/>
③ US\$1万円相当額を超える外貨、ウォン貨または有価証券など(合理金額: 約)	<input type="checkbox"/>
④ 動物・植物・畜産物、果物、野菜など	<input type="checkbox"/>
⑤ ワシントン条約により輸入が規制されている動植物はひその製品(虎、コブラ、ワニ、珊瑚、熊胆、麝香じょう)など	<input type="checkbox"/>
⑥ 偽ブランド商品などの知的財産権を侵害する物品	<input type="checkbox"/>
⑦ 偽造紙幣および偽造された有価証券	<input type="checkbox"/>
⑧ 南米目的地で輸入する物品および会社用品	<input type="checkbox"/>
⑨ 携帯品の免税枠を超えて申告する物品	<input type="checkbox"/>
⑩ 他人から頼まれて代理運搬する物品	<input type="checkbox"/>

⑫ 海外(国内免税店含む)で取得または購入して携帯搬入する物品が免税範囲を超える場合には下の表に全部記入してください。

ただし、免税範囲を超える場合には記入する必要はありません。

⑪ 酒類・タバコ・香水

酒類	() 本	金額	US\$
タバコ	() 箱(200本)		
香水	() 本		

※ 免税範囲

- ・一般旅行者: 酒類(本)以下でUS\$400以下、タバコ200本、香水500ml
- ただし、19才未満の場合は酒類、タバコを除く
- ・乗務員: タバコ200本

⑫ 酒類・タバコ・香水以外の物品

品目	数量	金額
合計取得(購入)金額		

※ 免税範囲

- ・一般旅行者: US\$400以下(本人使用、お土産用、身辺用品などに限定)
- ただし、農林畜産物および海産物は10万ウォンまであり、品目によって数量(重量)の制限があります。
- ・乗務員: US\$200以下(品目別に1個または1箱に限定)

- 16 該当するほうに印をつけてください。
- 17 海外(国内免税店含む)で取得または購入して携帯搬入する物品が免税範囲を超える場合に該当するものを記入してください。

※ 1家族につき1枚で結構です。
※ 書式は予告なく変更になる場合があります。(2009年2月現在)

BEST TRAVEL
株式会社 ベストトラベル

Tel 03-5573-8828
Fax 03-5573-8829

お客様ご自身で記入ください。